(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宿毛市和田字円ノ上山一一七四番一から同市和田字下モ波上リ一一五〇番一まで	前	九・七〇～一三・九六メートル	〇〇・〇三六キロメートル
	後	一三・二八～一九・九三メートル	〇〇・〇三六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三号及び二百三号　宇城市小川町江頭字金町九三番一から同市小川町江頭字金町一二八番一まで　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月二十八日

○九州地方整備局告示第二百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三号及び二百三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山鹿市津留字桑ノ木原二五七三番三から同市津留字桑ノ木原二五七二番一まで	前	一二・一九～一五・三四メートル	〇〇・〇〇九キロメートル
	後	一二・二九～一五・六八メートル	〇〇・〇〇九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三号及び三百二十五号　山鹿市津留字桑ノ木原二五七三番三から同市津留字桑ノ木原二五七二番一まで　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月二十八日

○九州地方整備局告示第二百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三号及び二百十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本県八代郡氷川町高塚字一町田一五一九番一から同町大野字中ノ間八九〇番四まで	前	二〇・八二～二〇三・八六メートル	〇〇・〇二六キロメートル
	後	二〇・八二～一〇一・八八メートル	〇〇・〇二六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三号及び二百十九号　熊本県八代郡氷川町高塚字一町田一五一九番一から同町大野字中ノ間八八九番五まで　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月二十八日

○北海道開発局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　岡部　和憲

一(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
美唄市字峰延四七二三番六五から同市字峰延五六四〇番一まで	前	二九・六五～三六・〇〇メートル	〇〇・〇二二キロメートル
	後	三二・六四～六〇・五九メートル	〇〇・〇二二キロメートル
美唄市字峰延一六五三番一から同市字峰延一〇一番二まで	前	三三・七九～三五・六二メートル	〇〇・〇二二キロメートル
	後	二七・二七～三四・一八メートル	〇〇・〇二二キロメートル
美唄市字カーウシュナイ五三二番二から同市字カーウシュナイ四七〇番一まで	前	四一・四三～四四・〇七メートル	〇〇・〇二二キロメートル
	後	三七・五三～四一・四三メートル	〇〇・〇二二キロメートル
美唄市字カーウシュナイ三三六番六地内	前	四三・六四～四三・六九メートル	〇〇・〇〇三キロメートル
	後	三六・〇七～三六・〇九メートル	〇〇・〇〇三キロメートル
美唄市字カーウシュナイ二九二番一から同市字カーウシュナイ六五二番二六まで	前	三九・九〇～八四・八〇メートル	〇〇・二六七キロメートル
	後	三九・九〇～九五・七五メートル	〇〇・二六七キロメートル
美唄市字美唄一四二六番二一から同市字美唄一四二六番五まで	前	三二・二七～三三・四五メートル	〇〇・〇〇八キロメートル
	後	三二・二〇～三二・二七メートル	〇〇・〇〇八キロメートル
美唄市字美唄一三九四番一三地内	前	三三・七二～三四・六九メートル	〇〇・〇〇七キロメートル
	後	三三・六六～三四・六九メートル	〇〇・〇〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百四十三号